

⑫ 施設一体型小中一貫校を就学校として指定され、入学年度の最初の授業日前までに通学区域外に転居する場合で、当該施設一体型小中一貫校に引き続き就学を希望する場合	
⑬ その他指定校変更が必要と認められる場合。	・区長が必要と認める書類
⑭ ②、③、⑤～⑦、⑨～⑬の規定により指定校変更を受けた兄弟姉妹（通学区域校以外の学校を学校選択し就学していた者で、②、③、⑪、⑫の規定により当該学校に指定を受けた者を除く。）がいる児童生徒等が、当該兄弟姉妹と同じ学校に就学を希望する場合	・住民票、兄弟姉妹関係を証する書類
⑮ ②～⑪、⑬、⑭により小学校を卒業するまでの間指定校変更を受けた中学校就学予定者（通学区域校以外の小学校を学校選択し就学していた者で、②、③、⑪の規定により当該学校に指定校変更を受けた者を除く。）が、当該小学校と同一の通学区域を含む中学校への就学を希望する場合。ただし、②、③、⑪により指定校変更を受けた者については、転居前の住所の属する通学区域の中学校を希望する場合に限る。	

2 就学校の変更の手続きについて

保護者の方が、学校の属する区の就学事務担当までご相談のうえ、「指定校変更願書」を提出してください。

なお、許可については当該児童生徒についてのみに認めるものとします。

3 受付期間について

就学通知書がお手元に届いてから、申請してください。

4 許可の取り消しについて

架空の住民票の異動などの虚偽申請がわかった場合には、指定校変更就学の許可を取り消し、住所地の学校へ通学していただくことになりますので、ご注意願います。

指定校変更については、区役所等での審査が必要となり、許可期間は申請理由により異なります。

また、申請書及び必要添付書類のほかに、別途資料の提出が必要となる場合もあります。

同一の学校に就学する場合でも、学校選択制と指定校変更では取扱いが若干異なりますので、

学校選択にあたりご不明な点がございましたら、事前にお問い合わせ先までご連絡いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】 東淀川区役所窓口サービス課（住民情報）（電話：06-4809-9963）